

調査の説明

I 労働経済指標

(1～3頁参照)

II 雇用及び失業

A 労働力調査

(4～15頁参照)

調査の目的

我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。

調査の沿革

昭和21年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施している。その後、昭和25年4月から統計法(昭和22年法律第18号)による指定統計調査として、平成21年4月から統計法(平成19年法律第53号)による基幹統計調査として実施している。また、昭和57年には、地域別表章のための標本拡大、平成14年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

調査対象の範囲

調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属(その家族を含む。)は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約100万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯(基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象)及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者(約10万人)についてのみ調査している。

調査の時期

調査は、毎月末日(12月は26日)現在で行い、就業状態については毎月の末日に終わる1週間(12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。)の状態を調査する。

調査の方法

- 調査員は、担当調査区内にあるすべての住戸(住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画)を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。
- 調査は基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調

査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。

- 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯(以下「調査世帯」という。)に調査票を配布して記入を依頼し、併せて記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。
- 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

用語の定義

就業状態：15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、ILO基準に従い次のように区分している。

15歳以上人口 $\left\{ \begin{array}{l} \text{労働力人口} \\ \text{非労働力人口} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{就業者} \\ \text{完全失業者} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{従業者} \\ \text{休業者} \end{array} \right.$

労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者：従業者と休業者を合わせたもの

従業者：調査期間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事(以下「仕事」という。)を1時間以上した者。なお、家族従業者の場合は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、

- 雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
- 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

なお、家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は休業者に含めず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとしている。

完全失業者：次の3つの条件を満たす者

- 仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)
- 仕事があればすぐ就くことができる
- 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

なお、仕事を探し始めた理由(求職理由)によって完全失業者を次のように区分している。

定年又は雇用契約の満了：定年や雇用期間の満了による離職失業者
 勤め先都合：勤め先や事業の都合（倒産・人員整理等）による離職失業者
 自己都合：自分又は家族の都合による離職失業者
 学卒未就職：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者
 新たに収入が必要：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者
 その他：上記のどれにもあてはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

いる者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

結果の推定方法

毎月の全国結果は、男女、年齢5歳階級（15区分）及び地域（11区分*）別に、国勢調査に基づく推計人口を基準人口**とする比推定によって算出している。

* 平成24年から標本設計での層化区分と同じ11区分（北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）別の推計に変更した。

** 総務省統計局で推計し公表している毎月1日現在（＝前月末日）の「推計人口」である。

四半期平均、年平均等の平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

推定値の標本誤差

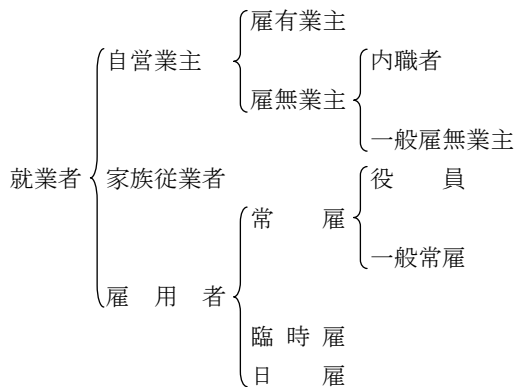
標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は、副標本を用いて計算されている。

非労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者以外の者

労働力人口比率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）

完全失業率：労働力人口に占める完全失業者の割合

従業上の地位：就業者を次のように区分している。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

雇用業主：一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇無業主：従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者（自宅で内職（賃仕事）をしている者も含む。）

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

常雇：役員と一般常雇を合わせたもの

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で、「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われて

(a) 毎月の結果の標準誤差

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差 (万人)	誤差率 (%)
5000	28.3	0.6
2000	17.8	0.9
1000	12.6	1.3
500	8.9	1.8
200	5.6	2.8
100	3.9	3.9
50	2.8	5.6
20	1.8	8.8
10	1.2	12.4

(b) 年平均の結果の標準誤差

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差 (万人)	誤差率 (%)
5000	17.4	0.3
2000	10.3	0.5
1000	6.9	0.7
500	4.7	0.9
200	2.8	1.4
100	1.9	1.9
50	1.3	2.5
20	0.7	3.7
10	0.5	5.0

B 毎月勤労統計調査
(調査の説明330～333頁参照)
(16～26頁参照)

C 雇用動向調査
(27～45頁参照)

調査の目的

主要産業の事業所における入職者、離職者等についての属性、入職及び離職に関する事情等並びに事業所における未充足求人状況等について調査し、労働力の移動や未充足求人状況等の実態を明らかにすること。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域（ただし、一部地域を除く）

2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業, 郵便業
- (7) 卸売業, 小売業
- (8) 金融業, 保険業
- (9) 不動産業, 物品賃貸業
- (10) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業, 飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業, 娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- (13) 教育, 学習支援業
- (14) 医療, 福祉
- (15) 複合サービス事業
- (16) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

3. 事業所

上記2に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び国営の事業所のうちから無作為抽出により抽出された約15,000事業所。

4. 入職者及び離職者

平成24年中に、3に属する事業所に入職又は同事業所から離職した常用労働者のうちから、それぞれ無作為抽出により抽出された入職者約170,000人、離職者約150,000人。

調査の時期

上半期調査 平成24年1月から同年6月までについて行った。

下半期調査 平成24年7月から同年12月までについて行った。

調査事項

1. 事業所に関する事項

- (1) 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数
- (2) 性、雇用形態別常用労働者及び出向者の異動状況
- (3) 性、年齢及び就業形態別常用労働者数（上半期調査のみ）
- (4) 職業、就業形態別常用労働者数及び未充足求人数（上半期調査のみ）

2. 入職者に関する事項

- (1) 属性に関する事項
性、年齢、学歴及び卒業した年
- (2) 入職に関する事項
入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地、在籍の有無
- (3) 前職に関する事項
産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、転職理由及び転職による賃金変動状況

3. 離職者に関する事項

- (1) 属性に関する事項
性、年齢、学歴及び卒業した年
- (2) 離職直前の雇用状況に関する事項
就業形態、職業、勤続期間及び離職理由

調査の方法

統計調査員が事業所を訪問し、実地自計の方法により調査した。

用語の定義

常用労働者……期間を定めず雇われている者、1カ月を超える期間を定めて雇われている者、1カ月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

常用名義の者……常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者（試用又は見習養成期間中の者及び出向者を含む）。

臨時・日雇名義の者……常用労働者のうち期間を定めて又は日々雇われている者。

パートタイム労働者……常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者及びその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

出向者……常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者（在籍、移籍を問わない）。

入職者……調査期間中に新たに雇用契約を結んで常用労働者として雇用された者。

なお、常用労働者の範囲から除かれていた日雇労働者等で、何回も契約が更新された結果、調査期間中に、「臨時・日雇名義の常用労働者」に該当するに至った者、定年で退職し、引続き嘱託・臨時等として雇用された者及び系列企業などからの移動者（移籍出向を含む）

む、ただし、派遣労働者は含まない）も入職者とした。
離職者……常用労働者数のうち調査期間中に雇用関係が終了した者及び系列企業への移動者（移籍出向を含む）をいう。

なお、定年で退職し、引続き嘱託・臨時等として雇用された者も定年退職の時、一度離職したものとして離職者に含む。

D 職業安定業務統計 (46～52頁参照)

E 学校基本調査 (53～55頁参照)

F 就労条件総合調査（平成25年） (調査の説明336～337頁参照) (56～62頁参照)

G 派遣労働者実態調査 (63～71頁参照)

調査の目的

労働者派遣の実態等について、事業所側、労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後及びリーマンショック以降の実態の変化の把握も可能とすることで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。

調査の範囲及び対象

1. 地域

全国

2. 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

3. 調査対象

(1) 事業所調査

上記2に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、無作為に抽出した事業所

(2) 派遣労働者調査

上記(1)の事業所調査の調査対象事業所において就業している派遣労働者

調査事項

(1) 事業所調査

- ア 事業所の属性
- イ 派遣労働者を就業させる主な理由
- ウ 派遣労働者を受け入れない主な理由
- エ 派遣労働者の業務
- オ 派遣契約件数
- カ 3年前と比べた派遣労働者数の変化
- キ 派遣先責任者の人数
- ク 過去1年間の教育訓練・能力開発の実施の有無及び内容
- ケ 過去1年間の労働者派遣契約の中途解除の有無及び理由
- コ 過去1年間の派遣労働者からの苦情について
- サ 派遣労働者の正社員登用制度について
- シ 紹介予定派遣について
- ス 請負労働者について
- セ 今後の労働者比率の方針

(2) 派遣労働者調査

- ア 個人の属性
- イ これまでの派遣就業に関する状況
- ウ 現在の派遣就業に関する状況
- エ 派遣元・派遣先への要望
- オ 紹介予定派遣について
- カ 今後の働き方の希望

調査の対象期日及び実施期間

(1) 事業所調査

平成24年10月1日現在の状況について、平成24年9月28日から10月15日までの間に調査を実施。

(2) 派遣労働者調査

平成24年10月1日現在の状況について、平成24年10月12日から11月30日までの間に調査を実施。

調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省大臣官房統計情報部から調査対象事業所に郵送し、調査対象事業所が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送。

(2) 派遣労働者調査

回収した事業所票から民間事業者が調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に調査対象労働者への派遣労働者票の配布を依頼。調査対象労働者が派遣労働者票に記入後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送。

主な用語の定義

1. 事業所規模

この調査において、事業所規模とは、その事業所に雇用されている常用労働者の人数により区分した階級である。常用労働者とは、次の①、②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定め

て雇用されている者

- ② 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成24年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者

2. 派遣労働者

労働者派遣を業として行う事業者（以下、「派遣元事業所」という。）に雇用され、当該雇用関係の下に、他人（以下、「派遣先事業所」という。）の指揮命令を受けて当該派遣先事業所のために労働に従事する者をいう。

調査対象事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、派遣労働者として雇用している労働者については、その事業所での調査対象としない。

3. 派遣の種類

- ① 「登録型」とは、派遣元事業所が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、派遣先事業所から求めがあった場合に、これに適合する労働者を派遣元事業所が雇い入れた上で派遣先事業所に派遣するものをいう。
- ② 「常用雇成型」とは、派遣元事業所が労働者を常時雇用しておき、その事業活動の一環として、労働者を派遣先事業所に派遣するものをいう。

4. 紹介予定派遣

労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先事業所に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいう。

H 労働経済動向調査

(72～81頁参照)

調査の目的

景気の動向、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間、賃金等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題点等を明らかにすること。

調査の沿革

昭和41年8月に始まり、年2回（2月、8月）実施していたが、昭和50年以降は年4回（2月、5月、8月、11月）実施し今日に至っている。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域

2. 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。

- (1) 建設業
- (2) 製造業
- (3) 情報通信業
- (4) 運輸業, 郵便業
- (5) 卸売業, 小売業
- (6) 金融業, 保険業

(7) 不動産業, 物品賃貸業

(8) 学術研究, 専門・技術サービス業

(学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)

(9) 宿泊業, 飲食サービス業

(飲食サービス業のうち、バー, キャバレー, ナイトクラブを除く。)

(10) 生活関連サービス業, 娯楽業

(その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)

(11) 医療, 福祉

(12) サービス業（他に分類されないもの）

(政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。)

3. 事業所

上記2に掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所のうちから産業別に労働者数による確率比例抽出法により抽出した約5,800事業所。

調査の時期

2月1日、5月1日、8月1日、11月1日

調査事項

1. 事業所の属性に関する事項

事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数

2. 生産・売上等の動向と増減（見込）理由に関する事項

(1) 生産・売上額等の対前期増減（見込）状況

(2) 生産・売上額等の対前期増減（見込）理由

3. 雇用、労働時間の動向に関する事項

(1) 所定外労働時間の対前期増減（見込）状況

(2) 労働者数の対前期増減（見込）状況

(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定、理由及び充足状況

4. 労働者の過不足感に関する事項

5. 雇用調整等の実施状況に関する事項

6. 特別項目

調査の方法

調査票を用い郵送方式及びインターネット（オンライン方式）により、実施した。

III 賃 金

A 毎月勤労統計調査

(82～119頁参照)

調査の目的

本調査は次の3つの調査から構成されており、雇用、賃金及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつ

てはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。

- 全国調査（規模5人以上、毎月）
- 地方調査（規模5人以上、毎月）
- 特別調査（規模1～4人、毎年7月）

調査の沿革

本調査の前身は、大正12年7月から内務省が工場及び鉱山を対象として毎月実施した「職工（鉱夫）賃銀毎月調査」で、昭和19年7月に現在の名称となった。23年の労働省の発足とともに労働省（現厚生労働省）に移管され、現在に及んでいる。労働省に移管されて以降の主な改変事項は次のとおり。

1. 昭和25年1月

従来、産業別にそれぞれ異なっていた調査範囲（事業所の最小規模）を統一（30人以上）するとともに、標本調査としての体裁を整えた。

2. 昭和26年4月

調査の目的を拡大し、都道府県別の結果をみるための地方調査を新設した。

3. 昭和27年1月

建設業を調査産業に加えた。

4. 昭和32年7月

5～29人規模を対象とする乙調査及び1～4人規模を対象とする特別調査を新設した。（これまでの30人以上規模を対象とする調査は甲調査）

5. 昭和46年1月

サービス業を調査産業（地方調査は47年4月）に加えた。

6. 昭和55年7月

1～4人規模を対象とする特別調査を1～29人規模に拡大した。

7. 平成2年1月

甲調査（30人以上）と乙調査（5～29人）を統合し、全国調査、地方調査の調査体系を5人以上に拡大した。特別調査は規模1～4人を調査対象とした。

8. 平成5年1月

パートタイム労働者の賃金、労働時間についての調査項目を新設した。

9. 平成17年1月

平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表を開始（特別調査は平成16年）した。

10. 平成22年1月

平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表を開始（特別調査は平成21年）した。

調査対象の範囲

1. 全国調査

日本標準産業分類にいう鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険

業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する民営、国営及び公営の全事業所から抽出された約33,000事業所について調査を行っている。

この調査の標本設計は常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

調査事業所の抽出は、30人以上規模の事業所は、最新の経済センサス結果により事業所全数リストを作成し、この中から産業、事業所規模別に、全部で約16,700事業所を無作為に抽出し調査を行っている。抽出後は約3年間継続して調べ、約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出した標本に一斉に抽出替えをする。

一方、5～29人規模事業所は、まず、全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区から抽出した約1,900区について、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次にその名簿から約16,500事業所を抽出する二段抽出法によって抽出している。調査期間は原則として18か月間である。ただし、抽出と標本事業所の交替は、30人以上事業所のように一斉に行うのではなく、半年ごとに全体の3分の1について行うローテーション方式による。

2. 地方調査

全国調査と同一の産業及び規模の事業所約43,500事業所について行っている。

3. 特別調査

最新の経済センサスを基に設定した毎勤特別調査区の中から、一定の方法により抽出された調査区に所在し、日本標準産業分類にいう、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、毎年、7月末現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所全部について行っている。

調査の時期

全国調査及び地方調査は毎月末、特別調査については毎年7月末日（給与締切日の定めがある場合においては当該月の最終給与締切日）現在について行っている。

調査の方法

1. 30人以上規模の事業所・・・郵送調査またはオンライン方式
2. 5～29人規模の事業所・・・調査員による実地他計

方式またはオンライン方式
3. 1～4人規模の事業所・・・調査員による実地他計方式

用語の定義

1. 常用労働者数

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者である。

- (1) 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (2) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われ、上記(1)または(2)を満たしている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者である。

- (イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- (ロ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

・パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものをいう。

・入職率、離職率

「入職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

「離職率」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

2. 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

3. 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定め

られた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

4. 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の金額のことである。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、所定外給与（下記参照）を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

調査結果の推定と標本誤差

1. 全国調査

毎月の結果は事業所からの報告をもとにして、調査対象産業・規模に属する全国の全事業所に対応するものとして推定された数値で、若干の標本誤差を伴うが、「きまって支給する給与」の標本誤差率の限度は下表のとおりであって、推定数値を中心としてその前後に標本誤差率の幅だけの区間をとれば、その区間内に悉皆調査から得られるはずの正確な値があることが約3分の2の確率で期待される。

	（％）			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	0	2	2	2
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分の抽出区分を含む。

2. 地方調査

毎月の結果は各都道府県の調査対象産業・規模の全事業所に対応するものとして推定された数値である。各都道府県における「きまって支給する給与」の標本誤差率は、産業・規模ごとに10%となっている。

3. 特別調査

毎年の結果は事業所からの報告をもとにして、調査対象産業に属す全国の規模1～4人の全事業所に対応するものとして推定された数値である。主な事項の標本誤差率は次表のとおりである。

産業別達成精度（全国）

きまって支給する現金給与額

産 業	標準誤差率 (%)
調 査 産 業 計	0.7
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	8.6
建 設 業	1.0
製 造 業	1.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	14.8
情 報 通 信 業	3.4
運 輸 業 , 郵 便 業	3.9
卸 売 業 , 小 売 業	1.2
金 融 業 , 保 険 業	4.2
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	2.6
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	1.6
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	2.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	1.5
教 育 , 学 習 支 援 業	3.9
医 療 , 福 祉	1.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	2.6
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1.7

都道府県別達成精度

きまって支給する現金給与額（調査産業計）

標準誤差率	都 道 府 県 名
3.0%以下	山形、東京、神奈川、石川、福井、広島、香川、鹿児島
3.1～4.0%	北海道、青森、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、新潟、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、高知、福岡、佐賀、熊本、大分
4.1～5.0%	秋田、茨城、栃木、群馬、富山、三重、愛媛、宮崎、沖縄
5.1%以上	滋賀、島根、岡山、山口、長崎

全国でみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を1%以内、都道

府県別にみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を5%以内にすることを主眼にして標本設計を行った。

B 賃金構造基本統計調査

(120～201頁参照)

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすること。

調査の沿革

昭和23年以来毎年実施されている賃金構造に関する一連の調査の系列に属し、我が国の賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として実施されているものである。昭和29年の調査以来、現在のような調査の形態となり、昭和33年に指定統計第94号に指定され、昭和39年より「賃金構造基本統計調査」の名称で実施している。昭和51年に調査対象範囲が現在のものとなり、昭和57年に3年サイクルで大規模調査を行う方式を変更した後、現在の調査規模で毎年実施している。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域

ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、苫前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	五島市、西海市のうち崎戸町大字平島及び大字江島、北松浦郡のうち小値賀町、佐世保市のうち宇久町、南松浦郡
鹿児島県	西之表市、鹿児島郡のうち三島村及び十島村、薩摩川内市のうち里町、上甕町、下甕町及び鹿島町、熊毛郡、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	国頭郡のうち伊江村、島尻郡のうち久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古島市のうち伊良部、宮古郡のうち多良間村、八重山郡

2. 産 業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱 業, 採 石 業, 砂 利 採 取 業
- (2) 建 設 業
- (3) 製 造 業

- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業, 郵便業
- (7) 卸売業, 小売業
- (8) 金融業, 保険業
- (9) 不動産業, 物品賃貸業
- (10) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業, 飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業, 娯楽業 (その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)
- (13) 教育, 学習支援業
- (14) 医療, 福祉
- (15) 複合サービス事業
- (16) サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く。)

3. 事業所

2. に掲げる産業に属する次に掲げるものうちから、一定の方法によって抽出された事業所である。

- (1) 常用労働者10人以上を雇用する事業所 (民営の事業所及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和23年法律第257号) 第2条第3号に規定する特定独立行政法人等又は地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号) 第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。)
- (2) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所 (民営の事業所であって常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)

4. 労働者

3. の事業所に雇用される労働者 (船員法 (昭和22年法律第100号) 第1条の規定による船員を除く。) のうちから、一定の方法によって抽出された労働者である。

調査の時期

- 1. 調査事項のうち最終学歴、年齢、勤続年数、経験年数のように一定の時点における事実については、平成24年6月末日現在 (給与締切日の定めがある場合には6月の最終給与締切日現在)
- 2. 調査事項のうち実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額のように一定の継続する期間内の事実については、平成24年6月1日から6月30日まで (給与締切日の定めがある場合には、6月の最終締切日以前1か月間) の分。ただし、年間賞与その他特別給与額については、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの分 (期間の中途以後に採用されたものについては採用日以降1年間又は平成24年6月30日までの分)

調査事項及び用語の定義

1. 事業所に関する事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 主要な生産品の名称又は事業の内容

- (3) 事業所の雇用形態別労働者数
- (4) 企業全体の常用労働者数
- (5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員 (民営の事業所に限る。)

2. 労働者に関する事項

- (1) 性
- (2) 雇用形態
常用労働者のうち、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の区別、「雇用期間の定め無し」と「雇用期間の定め有り」の区別及び臨時労働者。
- (3) 就業形態 (常用労働者に限る。)
常用労働者のうちの一般労働者、短時間労働者の区別。
- (4) 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限る。)
最終卒業学校による区分
- (5) 年齢
平成24年6月末日現在の満年齢
- (6) 勤続年数 (常用労働者に限る。)
平成24年6月末日までに勤続した年数
- (7) 労働者の種類 (鉱業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
生産労働者 (物の生産が行われている現場、建設作業の現場等に従事する者) であるか管理・事務・技術労働者 (生産労働者以外の者) であるかの区別
- (8) 役職又は職種
あらかじめ指定した5役職 (常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者に限る。) 又は129職種に該当する労働者についてその役職又は職種
- (9) 経験年数 (調査職種に属する労働者についてのみ調査)
平成24年6月末日現在でその職種に従事してきた年数
- (10) 実労働日数
調査期間中に実際に労働した日数
- (11) 所定内実労働時間数
事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数
- (12) 超過実労働時間数
調査期間中における超過実労働時間数
- (13) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)
労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与

(14) 超過労働給与額

「きまって支給する現金給与額」の一部であり、時間外勤務給、深夜勤務給、休日出勤給、宿日直給等である。

(15) 年間賞与その他特別給与額（常用労働者に限る。）

昨年1年間における賞与、期末手当等のいわゆるボーナスのほか一時的又は突発的理由に基づいてあらかじめ定められた契約、規則等によらないで支給された給与及びあらかじめ定められているが3か月を超える期間ごとに算定され支給された給与の額

調査の方法

1. 抽出方法

調査の範囲に含まれる全事業所の中から都道府県、産業及び事業所規模別に所定の率により調査事業所（約78,000事業所）を抽出し、更にその調査事業所に雇用される全労働者の中から産業、事業所規模別に所定の率により調査労働者を抽出した。

2. 調査方法

都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員によって実地調査した。

3. 集計方法

調査票の集計は独立行政法人統計センターに委託した。

結果の推定方法

目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

C 就労条件総合調査（平成25年）

（調査の説明336～337頁参照）

（202～212頁参照）

D 賃金引上げ等の実態に関する調査

（213～216頁参照）

調査の目的

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的に、昭和44年以降毎年実施している。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域

2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業

(4) 電気・ガス・熱供給・水道業

(5) 情報通信業

(6) 運輸業, 郵便業

(7) 卸売業, 小売業

(8) 金融業, 保険業

(9) 不動産業, 物品賃貸業

(10) 学術研究, 専門・技術サービス業

(11) 宿泊業, 飲食サービス業

(12) 生活関連サービス業, 娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

(13) 教育, 学習支援業

(14) 医療, 福祉

(15) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

3. 調査対象（企業）

主たる事業が上記2に掲げる産業に属する民営の企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上を雇用する企業、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業及び企業規模別に抽出した3,533企業とした。

4. 調査企業の抽出

母集団は平成21年経済センサス基礎調査結果によって得られた企業で、抽出は産業、企業規模別に系統抽出の方法により行った。

調査の時期

平成24年1～12月の1年間について平成24年8月に調査を行った。

調査事項

1. 企業に関する事項

企業の名称、本社の所在地、企業の主な製品又は事業の内容、常用労働者数、労働組合の有無等

2. 賃金の改定に関する事項

賃金の改定実施の有無、改定時期、一人平均賃金の改定額、一人平均賃金の改定率、賃金の改定方式等

3. 賃金の改定事情に関する事項

賃金の改定の決定に当たっての重視要素等

4. 賞与支給に関する事項

賞与支給状況及び決定方式、労働組合との賞与要求交渉等

調査の方法

郵送調査により実施した

E 春季賃上げ状況

（217～219頁参照）

IV 労働時間

A 毎月勤労統計調査

(調査の説明330～333頁参照)

<統計表220～244頁参照>

B 就労条件総合調査(平成25年)

(245～253頁参照)

調査の目的

我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し、明らかにすることを目的としている。

平成25年調査においては、労働時間制度、定年制等、賃金制度、退職給付制度等について調査した。

調査の沿革

「賃金制度調査」、「給与構成調査」及び「労働時間制度調査」を一つに統合し、昭和41年10月以降実施していた「賃金労働時間制度総合調査」に、従来、別に実施していた「労働者福祉施設制度等調査」を統合・整備して、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査名を改め「平成13年就労条件総合調査」とした。

従来実施してきた調査について簡単な沿革を述べると、まず、「賃金制度調査」は、従来不定期的に実施されており、昭和32年に行った「給与制度特別調査」、昭和38年に行った「賃金制度調査」がこれに当たる。「給与構成調査」は昭和23年より毎年1回実施し、途中昭和38年に給与分類基準の改定を行ったが、昭和40年まで引き続き実施してきたものである。「労働時間制度調査」は昭和28年より毎年1回(ただし、29年、31年を除く。)実施し、この間、調査事項について若干の改定はあったが、一貫して主要産業における労働時間制度を調査してきたものである。「労働費用」については、昭和40～46年までは「労働費用調査」、47年以降58年までは「労働者福祉施設制度等調査」で実施してきた。

「福祉施設制度」は、47年から58年まで「労働者福祉施設制度等調査」で調査してきた。

また平成17年からは「定年制」が雇用管理調査から移管された。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域

2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業

(5) 情報通信業

(6) 運輸業, 郵便業

(7) 卸売業, 小売業

(8) 金融業, 保険業

(9) 不動産業, 物品賃貸業

(10) 学術研究, 専門・技術サービス業

(11) 宿泊業, 飲食サービス業

(12) 生活関連サービス業, 娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)

(13) 教育, 学習支援業

(14) 医療, 福祉

(15) サービス業(他に分類されないもの)(政治・経済・文化団体, 宗教及び外国公務を除く。)

3. 企業

2に掲げる産業に属し、常用労働者が30人以上の民営企業のうち、無作為抽出により抽出した約6,100企業

調査の時期

原則として、平成25年1月1日現在について行った。ただし、年間データについては、平成24年1年間(又は平成23会計年度)を対象として、平成24年12月1日から平成25年1月31日までの間に調査を行った。

調査事項

1. 企業の属性に関する事項

- (1) 企業の名称
- (2) 本社の所在地
- (3) 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
- (4) 企業全体の全常用労働者数
- (5) 労働組合の有無
- (6) 期間を定めずに雇われている労働者数
- (7) 企業にある業務

2. 労働時間制度に関する事項

- (1) 所定労働時間
- (2) 週休制
- (3) 年間休日総数
- (4) 年次有給休暇
- (5) 特別休暇制度
- (6) 所定外労働の上限の定め
- (7) 変形労働時間制
- (8) みなし労働時間制

3. 定年制等に関する事項

- (1) 定年制
- (2) 定年後の措置

4. 賃金制度に関する事項

- (1) 時間外労働の割増賃金率

5. 退職給付(一時金・年金)制度に関する事項

- (1) 退職給付(一時金・年金)制度
- (2) 退職一時金制度の運営
- (3) 退職給付(一時金・年金)制度の見直し

6. 退職給付(一時金・年金)の支給実態に関する事項

- (1) 退職者数

- (2) 労働者個人別退職給付（一時金・年金）の支給実態

調査の方法

民間委託により調査を実施した。

用語の定義

1. 所定労働時間

就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

2. 週休制

(1) 週休1日制又は週休1日半制

(ア) 「週休1日制」とは、1週間に週休日が1日ある制度（例えば、日曜日が休日など）をいう。

(イ) 「週休1日半制」とは、1週間に週休日が1日と、他の1日の労働時間を通常の半日分程度にしている制度（例えば、日曜日が休日で土曜日が半休日など）をいう。

(2) 何らかの週休2日制

(ア) 「完全週休2日制」とは、毎週週休日が2日ある制度をいう。

(イ) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、「月3回週休2日制」、「隔週週休2日制」、「月2回週休2日制」及び「月1回週休2日制」をいう。

(3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、何らかの週休3日制などをいう。

3. 年次有給休暇

(1) 「年次有給休暇」とは、労働基準法第39条でいう休暇をいう。

(2) 「付与日数」とは、年次有給休暇を年又は年度内に労働者に付与した日数をいい、繰越日数は含まない。

(3) 「取得日数」とは、年次有給休暇の付与期間中に労働者が取得した年次有給休暇日数をいう。

4. 定年制等

(1) 「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

(2) 「再雇用制度」とは、定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

5. 賃金制度

(1) 「時間外労働」とは、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働させる時間をいう。

6. 退職給付（一時金・年金）制度

(1) 「退職給付（一時金・年金）制度」とは、任意退職、定年、解雇、死亡等の事由で雇用関係が消滅することによって、事業主又はその委託期間等から当該労働者（又は当該労働者と特定の関係にある者）に対して、一定の金額を支給する制度をいう。

(2) 「退職一時金制度」とは、退職時に一括して一時金（退職給付手当、退職慰労金、退職功労報奨金

等）を支給する制度をいう。

(3) 「退職年金制度」とは、労働者の退職後、一定期間又は生涯にわたって一定の金額を年金として支給する制度をいう。

(4) 「中小企業退職金共済制度」とは、中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度をいう。

(5) 「特定退職金共済制度」とは、市町村（特別区を含む。）、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人等が税務署長の承認を受けて行う退職金共済事業をいう。

(6) 「厚生年金基金」とは、厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢厚生年金の一部を基金が国に代わって行う代行給付に、企業の実情に応じた給付を上乗せする退職年金制度をいう。

(7) 「確定給付企業年金」とは、受給権保護等を定めた確定給付企業年金法に基づき、労使合意のうえ規約を作成し、事業主もしくは企業年金基金が制度運営する確定給付型の企業年金制度をいう。

(8) 「確定拠出年金（企業型）」とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される制度をいう。

V 労働災害と安全衛生

A 労働災害動向調査

(254～257頁参照)

調査の目的

主要産業における年間の労働災害の発生状況を産業、規模及び災害程度別に明らかにすることを目的とする。

調査対象の範囲

1. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 農業、林業
- (2) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (3) 建設業
- (4) 製造業
- (5) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (6) 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）
- (7) 運輸業、郵便業
- (8) 卸売業、小売業
- (9) 宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）
- (10) 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場に限る。）
- (11) 医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障

害者福祉事業に限る。)

(12) サービス業 (他に分類されないもの) (一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。)

ただし、10~29人規模については、製造業のうち食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業 (家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとした。

2. 調査対象

(1) 事業所調査

主たる事業が上記1に掲げる産業に属する常用労働者10人以上の民・公営事業所 (農業、林業については、民営事業所のみ) とするが、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山を除く。

(2) 総合工事業調査

建設業のうち総合工事業に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場とした。

3. 労働者

2に掲げる事業所に雇用されるすべての労働者で、常用労働者だけでなく臨時及び日雇労働者等を含む。ただし、建設業のうち総合工事業は工事現場で働くすべての労働者 (直用、下請その他名称の種類を問わない。) とした。

調査の時期

1. 事業所調査

1月から12月までの1年間について、翌年1月1日から1月20日に実施した。

2. 総合工事業調査

上半期については1月から6月までの状況について、7月1日から7月20日に、下半期については7月から12月までの状況について、翌年1月1日から1月20日に実施した。

調査の方法

経由機関を経由しない自計式直接郵送調査

収集した調査票を厚生労働省大臣官房統計情報部において中央集計した。

用語の定義

1. 労働災害率

(1) 度数率

労働災害の発生の頻度を表す数値であり、次の方式により計算される。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(2) 強度率

労働災害による労働日数の損失程度、つまり災害の重さの程度を表す数値であり、次の方式により計算される。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

2. 労働損失日数

労働災害による被害の程度ごとに、次の基準で算出する。

- (1) **死亡**—労働災害のため死亡したものをいう。即死のみならず負傷又は疾病が原因で死亡したものを含む。(7,500日)
- (2) **永久全労働不能**—労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級~第3級に該当する障害を残すものをいう。(7,500日)
- (3) **永久一部労働不能**—身体障害等級表の第4級~第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもので、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。(級に応じて50~5,500日)

労働損失日数内訳

労働不能程度・身体障害等級	労働損失日数
死亡	7,500日
永久全労働不能 (身体障害等級 第1級~3級)	7,500日
永久一部労働不能	
第4級	5,500日
第5級	4,000日
第6級	3,000日
第7級	2,200日
第8級	1,500日
第9級	1,000日
第10級	600日
第11級	400日
第12級	200日
第13級	100日
第14級	50日

- (4) **一時労働不能**—死亡、永久全労働不能及び永久一部労働不能災害以外のもので、負傷の翌日以後負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治癒し、身体障害等級の第1級~第14級に該当する障害を残さないものをいう。(所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に $\frac{300}{365}$ を乗じた日数。うるう年は $\frac{300}{366}$ を乗じた日数。)

B 労働者健康状況調査 (258～275頁参照)

調査の目的

近年、経済環境の変化に伴い、事業所においては、過重労働（長時間労働の増加）、労働災害の減少の頭打ち傾向や自殺増加の問題等が多く発生しており、その対応には従来にも増して迅速さが要求されている。

本調査においては、労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政運営の推進に資することを目的とするものである。

調査の沿革

労働安全衛生特別調査は昭和41年に「労働安全基本調査」としてスタートし、それぞれ独立した5調査（「労働環境調査」、「労働者健康状況調査」、「労働安全衛生基本調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」及び「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」）を5年ローテーションで実施してきたが、平成23年からは「労働安全衛生特別調査」の下に、従前の5調査を5調査票としてまとめることとした。

ただし、平成24年に調査体系の見直しを行い、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えを行い、平成25年調査からは調査名称を「労働安全衛生調査」に変更し、調査を実施していくことを予定している。

調査対象の範囲

1. 地域

日本国全域

2. 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による農業、林業（林業に限る。）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)

3. 事業所

上記2に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから抽出した約14,000事業所

4. 労働者

上記3の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから抽出した約19,000人

調査の時期

原則として平成24年10月31日現在とする。ただし、一部の事項については過去1か月間、過去6か月間、過去1年間を対象とした。

なお、労働者調査については、調査票の配布を受けた事業所での記入する時点における状況とした。

調査の実施期間は、平成24年12月7日から同12月27日までとした。

調査事項

1. 事業所調査

- (1) 企業及び事業所に関する事項
- (2) 長時間労働者に対する取組に関する事項
- (3) メンタルヘルスケアに関する事項
- (4) 定期健康診断の実施に関する事項
- (5) がん検診・人間ドックの実施に関する事項
- (6) 受動喫煙防止対策に関する事項
- (7) 腰痛対策に関する事項
- (8) 熱中症対策に関する事項
- (9) 労働者の健康管理対策に関する事項

2. 労働者調査

- (1) 労働者の属性等に関する事項
- (2) 勤務の状況に関する事項
- (3) 定期健康診断に関する事項
- (4) 長時間労働者の面接指導等の実施に関する事項
- (5) 喫煙に関する事項

調査の方法

1. 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

2. 労働者調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象労働者の管理を行う事業所に郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

VI 労働者生活

A 消費者物価指数 (276～279頁参照)

調査の目的

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

調査の沿革

消費者物価指数の計算は、昭和21年8月に開始された。

その後昭和24年8月に第1回の改正が行われ、算式もラスパイレズ式に改められ、昭和21年8月まで遡って改算された。その後は消費構造の変化を考慮して、昭和30年以後、5年ごとに基準時が改正されてきた。

指数の分類体系は、作成開始以来5大費目による分類であったが、昭和56年から家計調査の収支項目分類が改正されたのに伴い、昭和55年基準の改定からは、10大費目による分類に改められた。

総合指数については、昭和45年基準改定から「持家の帰属家賃を含む総合」指数の算定を開始し、昭和60年基準改定に際し、「持家の帰属家賃を含む総合」指数を主系列とした。平成7年基準改定では、「生鮮食品を除く商品」を新設した。

指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。（ただし、消費支出のうち、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は対象から除外している。）

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出や、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの実支出以外の支出は指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

指数算式

指数の算式は、基準時加重相対法算式（ラスパイレズ型）である。品目*i*の基準時価格を*Poi*、比較時価格を*Pti*、ウエイトを*Woi*とすれば、基準時を100とした場合の比較時の指数*It*を求める算式は、次のように表される。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{P_{ti}}{P_{oi}} W_{oi}}{\sum_{i=1}^n W_{oi}} \times 100$$

i : 品目
n : 品目数

指数の基準時及びウエイト参照年次

指数の基準時及びウエイトの参照年次は平成22年の1年間である。

指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した587品目に持家の帰属家賃1品目を加えた588品目である。（沖縄県のみで調査する5品目を含む）

価格資料

指数計算に採用している品目の価格は、原則として総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された市町村別・品目別の小売価格によっている。

季節調整済指数

物価変動の基調をみるために、季節調整済指数を作成している。作成系列は、「総合」、「生鮮食品を除く総合」

、「持家の帰属家賃を除く総合」、「持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合」、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」、「財」、「半耐久消費財」、「生鮮食品を除く財」である。

季節調整の方法は、アメリカ合衆国のセンサス局で開発されたセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMAのX-11パート）によっている。なお、季節調整済指数は、当初前年12月までのデータから求めた推定季節指数で当年の各月の原系列を除いて算出するが、その後当年12月までのデータがそろった時点で当年のデータも含めて再び季節調整を行い、季節調整済指数の改定を行う。

B 家計調査

(280～292頁参照)

調査の目的

全国の全世帯（施設等の世帯及び学生の単身世帯を除く）を対象として家計収支の調査を行い、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査の沿革

昭和21年7月に始められた消費者価格調査から発展したもので、数回の改正を経て昭和37年7月に調査対象地域が全国の市町村に拡大（拡大改正）された。また、拡大改正後も数回の改正が行われたが、平成14年1月からは、調査対象を単身世帯まで拡大するとともに、2人以上の世帯について貯蓄・負債の保有状況等に関する調査を開始した。

調査対象の範囲

調査対象は、施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた全国の全世帯とする。

なお、次に掲げる世帯は世帯としての収支を正確に計ることが難しいことなどの理由から、除外している。

- (1) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (2) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (3) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (4) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (5) 外国人世帯

調査の時期

調査は毎月実施する。

調査の方法

家計調査は標本調査であり、地方、都市階級、人口増減率、産業的特色等により全国の市町村を層化して抽出された168市町村の調査単位区（原則として、隣接する2つの平成17年国勢調査調査区を1調査単位区とする。）から調査世帯を選定している。

調査単位区は、1年間継続して調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は、2人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。

また、調査は「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び、「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の4種の調査票を用いて行う。

結果の推定方法

全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの489分の1になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる12か月分の平均）を基に地方（10区分）、世帯人員（4区分）、別に調整係数の補正を行って推定している。また、年平均は月別結果の単純平均として算出している。なお、「年間収入五分位階級」、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均値は、それぞれの月別結果を単純平均したものである。

Ⅶ 社会保険

A 雇用保険業務統計
(293～297頁参照)

B 労働者災害補償保険業務統計
(298～299頁参照)

C 健康保険業務統計
(300～301頁参照)

D 厚生年金保険業務統計
(302頁参照)

Ⅷ 労使関係

A 労使関係総合調査
(303～315頁参照)

調査の沿革

労働組合に関する調査は戦前より実施され、内務省警保局及び社会局を経て厚生省労働局、勤労局及び労政局が順次これを主管し昭和19年まで継続した。その調査結果は昭和16年分まで公表されている。戦後直ちに厚生省労政局により労働組合設立解散統計（毎月設立解散状況及び月末現在数の調査）が着手され、昭和23年9月分からは労働省労働統計調査局に移管となって継続していた

が、昭和24年6月改正労働組合法が労働組合の設立解散時の届出制を廃止すると共に、この統計も廃止された。

一方、上記の設立解散統計とは別に、昭和22年6月30日現在及び12月31日現在をもって、全国一斉の悉皆調査として「労働組合調査」が厚生省労政局によって実施された。この調査は昭和23年以降労働省統計調査局（昭和24年6月より労働統計調査部、昭和47年6月より統計情報部、昭和59年7月より政策調査部、平成13年1月より統計情報部と改称）が主管する毎年6月30日現在調査の「労働組合基本調査」に引継がれてきたが、昭和58年からは、「労働組合基礎調査」と名称を変更し、労使関係の状況を総合的に把握することを目的とした「労使関係総合調査」の一環として実施されている。この調査は、「労働組合基礎調査」と毎年テーマを変えて行う「実態調査」から成っている。

平成24年の「実態調査」は、「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を行った。

A-1 労働組合基礎調査 (303頁参照)

調査の目的

我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、組合及び組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすること。

調査対象の範囲

我が国におけるすべての労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。ただし、船員の労働組合については、国土交通省海事局海事人材政策課の調査結果を利用する。

調査の時期

平成24年6月30日現在

調査事項

- 単位組織組合及び単一組織組合については、労働組合名、企業名、組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、労働組合の種類、労働組合員数、適用法規、上部組合への加盟状況。
- 連合団体については、組合名、組合の種類、組合員数、上部組合への加盟状況。

調査の方法

都道府県の労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査担当者となって労働組合を訪問し、代表者に所要事項を記入させる実地自計式（一部郵送を含む）をとっている。

また、調査票の回収については、平成24年調査よりインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）を併用して行っている。

用語の定義

1. 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がない労働組合をいう。
2. 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がある労働組合をいう。
3. 連合団体とは、複数の単位組織組合又は単一組織組合で構成する団体をいう。
ただし、本調査にあつては複数の組合で組織する常設的協議機関（協議体組織）も調査の対象としている。

A-2 団体交渉と労働争議に関する実態調査 (平成24年) (304～315頁参照)

調査の目的

労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続等の状況を明らかにすることを目的とする。

調査の範囲

1. 地域
日本国全域
2. 産業
日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。
 - (1) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
 - (2) 建設業
 - (3) 製造業
 - (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
 - (5) 情報通信業
 - (6) 運輸業, 郵便業
 - (7) 卸売業, 小売業
 - (8) 金融業, 保険業
 - (9) 不動産業, 物品賃貸業
 - (10) 学術研究, 専門・技術サービス業
 - (11) 宿泊業, 飲食サービス業
 - (12) 生活関連サービス業, 娯楽業
 - (13) 教育, 学習支援業
 - (14) 医療, 福祉
 - (15) 複合サービス事業
 - (16) サービス業（他に分類されないもの）
3. 労働組合
上記2に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合のうちから一定の方法により抽出した約4,900労働組合

調査の時期

平成24年6月30日現在の状況について、平成24年7月1日から7月20日まで調査を行った。

調査事項

1. 労働組合の属性に関する事項
2. 団体交渉に関する事項
3. 労働争議に関する事項
4. 労使間の諸問題の解決手段に関する事項
5. 労使関係についての認識

調査の方法

都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査対象労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む）し、労働組合が調査票に記入した後、同職員が調査票を回収した（一部郵送を含む）。

B 労働争議統計調査 (316～323頁参照)

調査の目的

我が国における労働争議の状況を調査してその実態を明らかにし、労働行政上の基礎資料とすること。

調査の沿革

明治30年に農商務省商工局と内務省警保局が初めて調査し、それ以降内務省社会局、厚生省労働局（後に勤労局、労政局）、昭和22年労働省労政局、昭和23年9月以降労働統計調査局（後に労働統計調査部→統計情報部→政策調査部→厚生労働省統計情報部となる）に移管され現在に及んでいる。この間数回改正が行われているが、主要なものとしては、昭和25年1月に、統計をできる限り争議の実態に近づかせるためと、国際的取扱基準に一致させる目的をもって、調査対象、集計基準等について一部改正を行った。

調査対象の範囲

対象は労働争議全数である。

調査の時期

労働争議が発生してから解決するまで、毎月の状況を月末現在で調査する。

調査の方法

厚生労働省大臣官房統計情報部が調査票を都道府県労政主管課に郵送し、都道府県労政主管課において記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送し実施した。集計基準は以下のとおり。

1. 同盟罷業その他の労働者側の争議行為と作業所閉鎖とが同時に実施された場合には、それぞれの行為を各形態欄に集計している。しかし合計欄ではこれらの行為のうち重複分は除いて集計している。
2. 1労働争議において主要要求事項が2つある場合には、要求事項の件数はそれぞれの要求内容に従ってそれぞれ集計している。

用語の定義

労働争議とは、労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争の

うち、解決のために第三者があつせん、調整もしくは仲裁に入ったもの、又は争議行為が現実に発生したものをいう。

総争議とは、争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが、その解決のために第三者が関与した争議との合計をいう。

争議行為とは、争議当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為であつて、業務の正常な運営を阻害する行為（半日以上同盟罷業、作業所閉鎖、半日未満同盟罷業、怠業、業務管理等）をいう。

半日以上同盟罷業とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるものをいう。

作業所閉鎖とは、使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

半日未満同盟罷業とは、自己の主張を貫徹するため

に労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。

怠業とは、労働者の団体が自己の主張を貫徹するために作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

業務管理とは、使用者の意思を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

労働損失日数とは、半日以上同盟罷業及び作業所閉鎖の行われた期間に実際に作業を行わなかつた争議参加人員の延人員の合計（間接的な損失日数は含まない）をいう。

IX 国際労働関係統計 (324～325頁参照)